

旧玉置家住宅の貸館に関する規約

(目的)

第1条 旧玉置家住宅は、建物が国登録有形文化財として登録され、市内外から多くの観光客が訪れ観光交流施設として利活用を図っているが、当住宅を貸館で提供することで文化財的価値を有する歴史的建築物の良さをより感じていただけ、三木市の観光振興に繋がるため貸館で提供する。

(名称及び所在地)

第2条 貸館で提供する施設は、以下のとおりとする。

- (1) 名称：旧玉置家住宅
- (2) 所在地：三木市本町2丁目2番17号

(使用できる対象)

第3条 貸館により使用できる団体(者)は、以下のとおりとする。

- (1) 観光振興及び文化振興等を推進する団体(者)
- (2) その他、三木市長が使用を認めた者

(貸館時における光熱水費等の実費負担金)

第4条 貸館時における光熱水費等の実費負担金は、以下に定める金額とする。

貸館範囲		光熱水費等の実費負担額		備考
離れ座敷	1フロア(8畳×2部屋) ※離れ側湯沸室使用込み ※団体会合、飲食も可能	全日	1,000円	10~16時
外庭	※火気は使用不可 ※音や振動の出るものについては要相談	全日	1,000円	10~16時

※料金は税込みとします。

※貸館利用される場合は、別紙「使用申込書」を提出してください。

※貸館(部屋のみ)以外に機材を使用は無料ですが、破損・紛失した場合は実費を徴収します。

(使用上の注意事項)

第5条 貸館で使用する場合は、別紙「使用申込書」の裏面に掲載している注意事項を遵守し、適切に使用するものとする。

(使用の不許可)

第6条 貸館について、以下にあてはまる場合は許可しない。また、貸館使用の途中に以下に当てはまることが判明した場合には使用を停止するとともに今後の貸館を禁ずる

- (1) 建物・設備に危害を加える使用
- (2) 入館者及び近隣住民に不快感や迷惑を与える使用
- (3) その他、当別邸の貸館の目的に合致しない、不適切と思われる使用
- (4) 「使用申込書」裏面の注意事項を守らなかった(例えばゴミを持ち帰らない、掃除をしない、原状復帰をしない、冷暖房を切らない等)場合。

(使用の申込み)

第7条 貸館を使用する団体(者)は、別紙「使用申込書」に必要事項を記入の上、古民家活用推進協議会事務局に提出する。但し、旧玉置家住宅の保存と活用をする会の当番ボランティア経由で受付する事もできる。

(貸館利用時における光熱水費等の実費負担金の徴収)

第8条 貸館料は、第4条に基づき、貸館使用許可書を交付する際に徴収する。
ただし、申込者の都合により、貸館をキャンセルしたときは、返金しないものとする。

(貸館利用時における光熱水費等の実費負担金の減免)

第9条 以下の団体(者)が使用する場合は、減免ができるものとするが、減免の可否は古民家活用推進協議会事務局が決定する。

- (1) 三木市、三木市観光協会、三木市古民家活用推進協議会及び旧小河家別邸の保存と活用をする会が後援等を受けた団体(者)は、減免に関して相談の上決定する。
- (2) その他、三木市長が認めた者

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

★貸館利用のお問い合わせ・申込みは、三木市役所・観光振興課までお願いします。(電話 0794-82-2000)

領 収 書

様

金 , 0 0 0 円

但し、旧玉置家住宅を 令和 年 月 日 に貸館時における光熱水費等
実費負担金として、

令和 年 月 日に上記、正に領収しました。

三木市古民家活用推進協議会